

公安委員会	「犯罪収益移転危険度調査書」の	令和4年12月1日
説明資料No. 1	作成・公表について	刑事局

## 1 趣旨

犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が、毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表するもの。

事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。

## 2 調査書の概要

- 我が国を取り巻く地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の広範なリスクを示した上、マネー・ローンダリング事犯等の分析として、主体、手口等を記載。
- 取引形態、国・地域、顧客属性及び特定事業者が取り扱う商品・サービスについて、危険度を評価。
- マネー・ローンダリング等対策に関する事業者等の取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。

## 3 昨年からの主な変更点

- 法執行機関や関係省庁からの情報を積極的に活用し、警察以外の捜査機関等における疑わしい取引の届出の活用状況や、非営利団体（NPO）を所管する行政庁によるリスク評価、所管行政庁が新たに認識した脅威・脆弱性等について新たに記載した。
- FATFレポート等を参照し、国際的に関心が高まっている環境犯罪、暗号資産をめぐる国際的な動向、我が国を取り巻く状況等について紹介した。
- 外国との取引が悪用された手口や法人に関する情報等を整理するとともに、マネー・ローンダリング事犯の事例を更新し、我が国におけるマネー・ローンダリング等リスクについて記載の充実を図った。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた 検討会の開催について</p>	<p>令和4年12月1日</p> <p>サイバー警察局</p>
<p><b>1 開催趣旨</b></p> <p>(1) 検討会テーマ</p> <p>    通報・相談の促進に向けた関係省庁等との連携及び環境整備</p> <p>(2) テーマ選定の背景及び目的</p> <p>    ○ サイバー事案の被害は、予想外の形で広範囲に波及する危険等があることから、事案の発生を早い段階で把握し、対応することが求められるものの、被害者側におけるレピュテーションリスクの懸念等から通報・相談がためられる傾向があり、いわゆる「被害の潜在化」が課題となっている。</p> <p>    ○ サイバー事案に関する被害の潜在化を防止するため、関係省庁等と連携した情報共有や、被害者が自発的に通報・相談しやすい環境の整備に向けた方策について多様な観点から御議論いただく。</p> <p><b>2 検討会委員の構成</b></p> <p>    サイバー事案被害者の支援等で活躍する、産業界、セキュリティ関係団体、法曹界、学术界の有識者を選定（別紙のとおり）</p> <p><b>3 日程</b></p> <p>    ○ 12月中旬以降、年度内に3回程度検討会を開催</p> <p>    ○ 年度内に報告書の取りまとめ及び公表を予定</p>		